「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」の
一部改正について

（令和７年５月２９日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針（平成 27 年５月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のように改正する。

（下線部分は改定部分）

改正後	改正前
サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針 平成 27 年５月 25 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改定 平成 31 年４月１日一部改定 <u>令和７年５月 29 日一部改定</u> １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　監査の実施内容 (1)・(2)（略） (3) レッドチームテスト 政府機関等が整備した情報システムに対し疑似的な攻撃（実際の攻撃者の戦術・技術・手順を模倣した攻撃）を実施し、インシデントの検知能力や対応プロセスまでを組織・	サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針 平成 27 年５月 25 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改定 平成 31 年４月１日一部改定 １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　監査の実施内容 (1)・(2)（略） （新設）

システム・人的側面を含めて多面的に評価し、改善のために必要な助言等を行う。 ５　（略）	 ５　（略）